

## 臨床倫理審査委員会規程

### (目的)

第1条 公益社団法人昭和会いまきいれ総合病院（以下「当院」とする）の職員等が行う医療行為、及び当院で発生した倫理上の諸問題について、WMAリスボン宣言及び我が国の個人情報保護に関する法律等を踏まえ、倫理的配慮を図ることを目的として、臨床倫理審査委員会を設置する。

### (構成)

第2条 本委員会は委員長、副委員長、書記、委員をもって組織し、委員長及び副委員長は院長および施設長の任命した者とする。

2 本委員会の構成員は、医師、看護副部長、事務長、総務課長、医事課長、薬剤課長、相談支援センター室長および外部委員とする。

3 本委員会の窓口担当者は総務課長とする。委員長は窓口担当者と打ち合わせをし、委員会の効果的な開催に配慮する。

4 委員長は、必要と認める時は委員以外の者を招集することができる。

5 委員長が職務を遂行できない時は、副委員長がその職務を代行する。

### (任期)

第3条 各委員会の委員の任期は1期2年を原則とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (職務)

第4条 第1条の目的に基づき以下の職務を行う。

2 先進的な医療・医薬品の適応外使用等の倫理的妥当性について判断し、見解を述べる。

3 医療への患者の意思や家族の意向の反映、情報開示、インフォームド・コンセントのあり方、その他倫理的検討が必要なテーマについて検討し、委員会としての提言を行う。また、諮問事項に対して答申する。

4 臨床倫理・医療倫理に関して職員（派遣職員を含む）への教育や情報発信、情報公開を行う。

### (委員会の開催)

第5条 本委員会は原則として毎月開催する。

2 委員長が必要と判断した場合、臨時に開催できるものとする。

3 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

4 委員会は、委員会の任務遂行のため、必要と認めるときは、審議事案に関して専門的知識・経験等を有する委員以外の者に出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

5 委員会は次の事項について審議する。

- ・患者の権利と尊厳に関すること
- ・医療行為及び研究をめぐる生命倫理上の事項
- ・終末期医療に関すること
- ・宗教の問題に関すること
- ・その他委員長が必要と認めた事項

## 6 臨床倫理的問題への対応

- (1) 委員長は、医療現場において生じる臨床倫理的問題について早急に検討すべき問題が生じ場合には、可能なだけの委員を招集し検討を行うことができる。
- (2) 問題提起は、各医療・ケアチーム、所属部署単位、もしくは、個人で行えるものとする。医療・ケアチーム、所属部署において検討がなされた結果に対して疑問を感じた場合は、各個人で問題提起をできることとする。(ここでいう、医療・ケアチームとは、病院内に存在する数々の多職種からなるチーム医療を示す。)
- (3) 現場で生じた倫理的ジレンマに対する方法として、委員会への問題提起の前に所属部署でのカンファレンスで検討を行う。その検討過程を付記し、委員会へ検討議題として提出する。
- (4) 臨床倫理に関する職員の知識やスキルの向上ならびに組織の方針の周知等、検討された問題等の中で組織として共有すべき課題等について、教育を計画し実施する。
- (5) 委員会は、検討議題として提出された臨床倫理問題について関係者への感情的配慮を図りながら、委員の合意の下に方針を決定し、提言を行う。
- (6) 助言内容は、文書化して書面での答申とする。
- (7) 申請者は、本委員会による助言後に検討議題がどのような経過をたどったかをまとめ、当委員会に文書で報告する。(書式は自由)
- (8) 委員は、申請された問題に対して責任ある意見を述べるとともに、委員として知り得た医療従事者・患者・家族に関する状況ならびに検討プロセス等の情報について守秘義務を果たさなければならない。
- (9) 委員会による提言後に問題が生じた際には、再び委員会を招集し、記録を閲覧・再検討し、問題が生じた過程や助言内容の根拠について再度、検討しなければならない。
- (10) 問題の状況により、精神疾患患者の問題、女性特有の問題、児童福祉等に関するその分野の専門家の参加を求め、法律的問題においては顧問弁護士の参加を求めることができる。

## 7 委員会は非公開を原則とする。

ただし、委員会が必要と認めた場合は、審議の対象となった個人の人権の擁護に留意し、関係者の同意を得て公表することができる。

## 8 委員会の議事については、記録を作成し保存するものとする。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員は、その任務を果たす上で知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

附則 この規程は2021年1月1日より施行する。

この規程は2023年1月1日より施行する。